

○京都市社会福祉施設勸奨補助金交付規則

昭和27年8月21日
規則第59号(制定)
平成22年3月31日規則第144号

京都市社会福祉施設勸奨補助金交付規則

(趣旨)

第1条 [この規則](#)は、[京都市補助金等の交付等に関する条例](#)(以下「条例」という。)その他別に定めがあるもののほか、社会福祉施設(社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業の用に供する施設をいう。以下同じ。)の設置、増築、改築、拡張又は修繕(以下「設置等」という。)をするものに対する補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 補助金は、本市における社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的として交付する。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象者は、社会福祉施設の設置等をするもので、市長が適当と認めるものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、社会福祉施設の設置等に要する費用の4分の3に相当する額の範囲内において別に定める額とする。

(交付の申請)

第5条 [条例第9条](#)に規定する市長等が定める期日は、社会福祉施設の設置等に着手しようとする日の14日前の日とする。

2 [条例第9条](#)に規定する別に定める事項を記載した申請書は、社会福祉施設勸奨補助金交付申請書([第1号様式](#)。以下「交付申請書」という。)とする。

3 [条例第9条](#)に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事見積書及び設計仕様書
- (2) 収支予算書及び経費明細書
- (3) その他別に定める書類

(申請事項の変更等の承認)

第6条 [条例第12条第1項](#)の規定による通知を受けたもの(以下「交付決定者」という。)は、交付申請書若しくはその添付書類に記載した事項を変更し、又は社会福祉施設の設置等を中止しようとするときは、社会福祉施設設置等変更・中止承認申請書([第2号様式](#))を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了の届出)

第7条 交付決定者は、社会福祉施設の設置等の工事が完了したときは、速やかにその旨を文書により市長に届け出なければならない。

(実地検査)

第8条 市長は、[前条](#)の届出があったときは、速やかに実地検査を行うものとする。

(補助金の前金払)

第9条 市長は、[条例第21条第2項](#)の規定に基づき、社会福祉施設の設置等の工事の着手前にあっては補助金の交付予定額の3割を超えない範囲内において、当該工事の完了前にあってはその出来高に応じて、それぞれ前金払をすることがある。

2 交付決定者は、[前項](#)の前金払を受けようとするときは、社会福祉施設勸奨補助金前金払請求書([第3号様式](#))に別に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補則)

第10条 [この規則](#)において別に定めることとされている事項及び[この規則](#)の施行に関し必要な事項は、保健福祉局長又は子ども若者はぐくみ局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 [この規則](#)は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 [この規則](#)の施行の日前に[この規則](#)による改正前の京都市社会福祉施設勸奨交付金規則第5条の規定により指令書を交付した補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月31日規則第90号) 抄

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

[第1号様式\(第5条関係\)](#)

第1号様式(第5条関係)

社会福祉施設勸奨補助金交付申請書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(団体にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第9条の規定により補助金の交付を申請します。

社会福祉施設	名 称	
	所 在 地	
	施設の種類	
申 請 の 理 由	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 修繕	
費 用 の 総 額		円
交 付 申 請 額		円
着 手 予 定 年 月 日	年 月 日	
完 了 予 定 年 月 日	年 月 日	
開 設 予 定 年 月 日	年 月 日	

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 開設予定年月日の欄は、設置の場合についてのみ記入してください。

[第2号様式\(第6条関係\)](#)

第2号様式(第6条関係)

社会福祉施設設置等 変更 承認申請書
中止

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
申請者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	申請者の氏名(団体にあつては、名称及び代表者名)
	電話 ー

京都市社会福祉施設勸奨補助金交付規則第6条の規定により		<input type="checkbox"/> 変更	の承認を申
		<input type="checkbox"/> 中止	
請します。			
設置等に係る社会福祉施設の所在地及び地番			
行 為 の 区 分	<input type="checkbox"/> 設置	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 修繕
変更の理由及び内容又は中止の理由			

注 該当する□には、レ印を記入してください。

[第3号様式\(第9条関係\)](#)

第3号様式(第9条関係)

社会福祉施設勸奨補助金前金払請求書

(あて先) 京 都 市 長	年 月 日
請求者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	請求者の氏名(団体にあつては、名称及び代表者名) 電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第21条第2項の規定により補助金の前金払を請求します。	
行 為 の 区 分	<input type="checkbox"/> 設置 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 拡張 <input type="checkbox"/> 修繕
交付決定日及び決定番号	年 月 日 第 号
費 用 の 総 額	円
補 助 金 の 請 求 額	円

注 該当する□には、レ印を記入してください。